

代を迎えるに至り、この難局を打開して重要物資の輸送を確保することが国家的な要請となってきたものである。さらに昭和15・2勅令により陸運統制令が施行されて戦時統制的輸送の強化を迫られ、計画経済と輸送の発展に対応すべく改正されたものである。

日華事変はますます拡大して鉄道輸送はいよいよ逼迫し、昭和17・5勅令により鉄道輸送協議会官制が施行され、物資の輸送統制は次第に強化され、貨物輸送事務の内容も計画・実施の全分野にわたっていちじるしく精細となり、その情勢は長く昭和16年の太平洋戦争からその終戦後までつづけられたのである。

戦後このような戦時色条項を取除くため昭和21・4かなり大幅に改正された。

しかしその後経済の自由化、公共企業体としての日本国有鉄道の発足に伴う新体制にふさわしい規程とするため、昭和26・5に改正され今日に至っているのである。その内容を列記すればつぎのようである。

1 総 則(第1章)

(1) 規程の目的 (2) 適用範囲と貨物輸送に関する職務命令 (3) 用語の説明 (4) 貨物輸送に関する手配権 (5) 貨物輸送について行う配車課長、支社調査役、営業部長又は運輸部長の専決執行権 (6) 配車命令の厳守 (7) 分界駅の指定 (8) 貨物の輸送順序 (9) 貨車及び貨物の輸送経路 (10) 列車又は連絡船もしくは運送経路指定貨物の処理方 (11) 輸送制限の手配並びにその通達及び処理方 (12) 定時通話方式による指令又は状況報告 (13) 業務監査。

2 貨 車(第2章)

現有の各車種別の使用方及び使用上の注意事項。

3 貨物輸送用具(第3章)

貨物輸送用具の種類・規格・使用目的及び使用方。

4 貨車車票及び貨車表示票(第4章)

その種類・様式・作成方、記載方及び取扱方。

5 貨物輸送計画(第5章)

(1) 貨物輸送計画の策定とその基礎となる輸送能力及び出貨力の想定 (2) 貨物輸送計画の決定とこれが通達方並びに実施方。

6 在貨及び背後在貨の調査(第6章)

(1) 調査の担当 (2) 在貨の区分及び定量在貨と普通在貨の意義 (3) 在貨調査の方法。

7 貨車の配給(第7章)

(1) 貨車の配給順序 (2) 定量在貨の貨車配給

8 貨車及び貨物輸送用具の運用(第8章)

(1) 運用の基本 (2) 貨車及び貨車用シート・ロープの運用効率 (3) 貨車運用の原則 (4) 貨車及び貨車用シート・ロープ運用計画の策定及びその通達並びに実施方 (5) 貨車及び貨車用シート・ロープの運用方 (6) 専用貨車及び専属貨車の設定及び運用方 (7) 大物車の運用方 (8) 迎車の回入方とその運用に関する社線との協定 (9) 社車及び私有貨車の運用方 (10) 車馬輸送用具及び貨車入換機具並びに荷役用具の整備及び運用方。

9 貨車輸送(第9章)

(1) 貨車輸送順序 (2) 貨車直送の原則 (3) 貨車の解結方 (4) 組立駅の使命 (5) 列車の種類別及び組成方 (6) 集結輸送の指定。

10 小口貨物輸送(第10章)

(1) 輸送の原則 (2) 直送の原則 (3) 輸送計画の作成 (4) 小口積車の運行方及び貨物の積載方 (5) 積合車及び代用車の

種類 (6) 積合車及び代用車の指定及び仕立方並びに積載方。

11 貨物輸送に関する帳表(第12章)(第11章 削除)

(1) シート・ロープ送状 (2) 貨車配給整理簿 (3) 貨車着発簿 (4) シート・ロープ着発簿 (5) 国鉄所有シート社線出入簿 (6) 国鉄所有ロープ社線出入簿 (7) 貨車解結通知書 (8) 貨車中継簿 (9) 貨車連結順序表。

12 報 告(第13章)

(1) 報告の基本 (2) 報告の種類及び計上方 (3) 本社営業局・支社・鉄道管理局間の通報及び情報の交換。(宮地実雄)

かもつゆそうトナう 貨物輸送トン数

その線で現実輸送された貨物のトン数。国鉄では国鉄線発で国鉄線着のものおよび国鉄線発で社線着のものならびに社線発で国鉄線着となる貨物のトン数をいう。輸送トン数は貨物輸送の業務量を表わすもっとも代表的な数字であって、国鉄で今までに年間の輸送トン数が最も多かったのは昭和18年度の17,817万tであり、戦後では昭和26年度の16,206万tである。(酒本 昇)

かもつゆそうようぐ 貨物輸送用具

貨物を貨車に積載して輸送する場合に使用する各種用具の総称であって、貨車に直接用いて貨物の濡損・荷くずれおよび転動を防止するシート・ロープのほか、車馬類の積卸に必要な車馬輸送用具、貨車の入換作業に用いる貨車入換機具および貨物の保管・荷役に用いる荷役用具等を含む。

シート・ロープ・車馬輸送用具は従来貨車付属品と称していたが、昭和26年貨物輸送手続改正の際、他用具を含め現在のように改称された。

貨物輸送手続に定められている貨物輸送用具の種類はつぎのとおりである。

1 貨車用シートおよび貨車用ロープ

2 車馬輸送用具

(1) 踏板(ふみいた) 貨車に動物を積卸する場合、作業の安全を期するため積卸場と貨車との間につけ渡す板をいう。通常木製の板で、踏面に横棧(よこさん)を付しすべり止めとし、裏面には貨車の引戸レールに引かかる爪をとりつけて、かけはずれを防いでいる。他貨物の積卸に用いることもある。

(2) 橋 板 車両類を積卸する場合、積卸場と貨車および貨車相互間の連結面間に渡し、作業を容易にするため使用する板をいう。ホームと貨車戸口、貨車戸口相互間につけ渡して貨物の積卸作業に用いる板をもいうことがある。

(3) 道 板 車両類を積卸する場合に、長物車の棧をおおって作業を容易にするため使用する板をいう。

3 貨車入換機具および荷役用具

(1) 入換動車(*貨車移動機) (2) 動車でこ 貨車手押作業の場合に貨車の起動または移動の作業をたすけるために用いるもので、この原理を応用した用具である。貨車推進機またはピンチバーとも称する。重量は13kgないし15kg、柄の長さは2mくらいで、先端の車輪との接触部は鉄または鋼でつくられている。国鉄ではクルマ式・東運式・山本式・小高式等を使用している。使用方は先端をレールと車輪との接点の近いところに当て、ハンドルを上下させて車輪を回転させる。平たん線ではワムの積車2ないし3両を1人で推進できる。(3) 貨物おい (4) 荷役用シート (5) 掛網 盗難を防止するため、荷物を積んだ上にかかる網をいう。麻なわをもってあらく編まれている。(6) すの子 荷物を留置したり保管する場合、直接ホームまたは保管車の土間等におくと汚損または濡損することがあるので、これを防止するため台わくにくき板を等間隔にすかし張りしたものを使用する。この台をすの子という。(7) コロ